

大口町がん患者医療用補整具購入費補助事業実施要領 Q & A

No.	質 問	回 答
制度について		
1	何回でも申請できますか。	対象者1人につき、医療用ウィッグと乳房補整具、それぞれ1回申請できます。 1回補助を受けた方は、年度が変わっても対象外です。
2	異なるがんに罹患した場合や再発の場合には、再度申請が可能ですか。	再発・転移など異なるがんに罹患した場合でも、再度の申請はできません。
3	過去にウィッグで補助を受けました。今回乳房補整具で補助をうけられますか。	可能です。 (医療用ウィッグ、乳房補整具のそれぞれで1人1回申請ができます。)
4	乳房補整具は左右それぞれで1回申請が可能ですか。	片側、両側にかかわらず1回の申請になります。
対象者について		
5	大口町に住んでいますが、住民票は町外にあります。対象となりますか。	対象となりません。 住民票が大口町内にある方が対象です。
6	現在、大口町に住民票がありますが、購入したときは別の市町村に住民票がありました。 補助対象となりますか。	対象となります。 申請時点で住民票が大口町内にある方が対象です。
7	がん治療を受けた日が3年前ですが、対象となりますか。	治療を受けた時期は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具の購入が申請の対象期間内であれば、対象となります。
8	どのような疾患が対象となりますか。	全国がん登録の届出対象となる疾患※1及び、造血幹細胞移植を実施する非がん疾患※2を対象とします。 ※1 ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍 ※2 再生不良性貧血など

対象品について		
9	医療用ウィッグについて、補助対象となるものは何ですか。	全頭用・部分用ウィッグが対象となります。また、ウィッグと同時に申請する場合のみ、頭皮保護用ネットも対象とします。 頭皮保護用ネットのみ、毛付き帽子、くしやクリーナー等の付属品は対象となりません。 ※対象外となる毛付き帽子は、帽子の裾に毛が付いているもので、頭皮にふれる部分が帽子素材でできており、その全面に毛がついているものは全頭用ウィッグと見なします。
10	対象となるウィッグは医療用に限りますか。	医療用かどうかに関わらず、がん治療の副作用を原因とする脱毛を補正するためのウィッグであれば対象となります。（JIS 規格適合品以外でも対象となります。）
11	ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象となりますか。	対象となりません。購入費用のみを対象としています。
12	乳房補整具について、補助対象となるものは何ですか。	補整下着（補整パッドと下着が一体になったもの）、補整パッド、人工乳房（肌に直接接着させて使うもの）が対象となります。 補整パッド又は人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着（市販されている一般的な下着を含む）は、補整パッド又は人工乳房と共に補助申請をする場合のみ対象とします。
13	補助対象となる補整具は、1人1つですか？	いいえ。購入される個数は問いませんので、複数でも対象となります。ただし、申請は1回にまとめて合計額で申請してください。また、いずれの補整具についても申請期限内にあることが必要です。
14	複数の補整具を別日に別店舗で購入し、領収書が分かれている場合、申請は可能ですか。	可能です。ただし、申請は1回にまとめて合計額で申請し、いずれの補整具についても申請期限内にあることが必要です。
補助金額について		
15	補整具に係る消費税は助成対象となりますか。	対象となります。 対象経費は、本体価格＋消費税です。
16	補整具購入にかかった手数料や送料等は助成対象となりますか。	対象となりません。

申請について		
17	代理申請は可能ですか。	原則として対象者本人が申請してください。やむを得ない理由で対象者本人が申請できない場合は、他の方に申請を委任することが可能です。その場合、申請書に委任状を添付してください。 なお、補助金は申請者の口座へ入金いたします。
18	対象者が未成年の場合はどうすればよいですか。	対象者が未成年の場合は、保護者の方が申請してください。その場合、委任状の必要はありません。
19	「医療行為同意書」はどのようなものを指しますか。	乳房切除手術や脱毛を副作用とする薬物療法などの医療行為前に医療機関から説明を受けて署名した同意書を指します。
20	「がん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類」として、どのような書類を提出すればよいですか。	がん治療を行ったことが分かる（氏名、病名や抗がん剤などの記載がある）ものを提出してください。特別な診断書等は必要ありません。 例）お薬手帳、治療方針計画書、診療明細書、同意書など
21	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者（または対象者）の氏名、購入日、購入金額、品名、発行者の名称の記載が必要です。 （購入物が助成対象品であることがわかるよう、「ウィッグ」、「ネット」（ウィッグと同時の場合のみ）、「補整下着」、「補整パッド」又は「人工乳房」であることが記載されていること。） ※原本を提出してください。
22	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など購入内容がわかるものを一緒に提出してください。
23	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	店舗によってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は購入内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。 【購入内容が確認できる書類】 購入したウィッグが掲載されているパンフレットやカタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等（申請者（または対象者）の氏名、購入日、購入金額がわかるもの）